

社会福祉法人関ヶ原町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人関ヶ原町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 会長については、報酬として月額20,000円を支給する。
- (2) 常務理事については、報酬は支給しない。
- (3) 理事、監事が、その職務のため、理事会、監事会に出席したときは、報酬として月額2,500円を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員が、その職務のため出席したときの旅費規程は別に定める社会福祉法人関ヶ原町社会福祉協議会職員等の旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月21日又は年度末とする。ただし、その日が休日にあたるときはその前日とする。
- 2 理事の報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

1. この規程は、平成29年6月15日から適用する。
2. 社会福祉法人関ヶ原町社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程及び費用弁償に関する規程は廃止する。

社会福祉法人関ヶ原町社会福祉協議会評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人関ヶ原町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額2,500円を支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため出席したときの旅費規程は別に定める社会福祉法人関ヶ原町社会福祉協議会職員等の旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等の支給時期は、毎月21日又は年度末とする。ただし、その日が休日にあたるときはその前日とする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から適用する。